

# 武蔵村山市 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) 事業所説明会

平成28年11月10日(木)

## 訪問型サービス(第1号訪問事業)と通所型サービス(第1号通所事業)

- 平成29年4月から、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、それぞれ総合事業における「訪問型サービス(第1号訪問事業)」、「通所型サービス(第1号通所事業)」としてサービスを提供していくことになります。
- 現在、要支援認定を受けている方は、平成29年4月から、認定の更新のタイミングに合わせて、順次「総合事業」に移行し、1年間をかけて、すべての方が総合事業のサービスを利用することになります。

## 武蔵村山市の提供するサービスについて

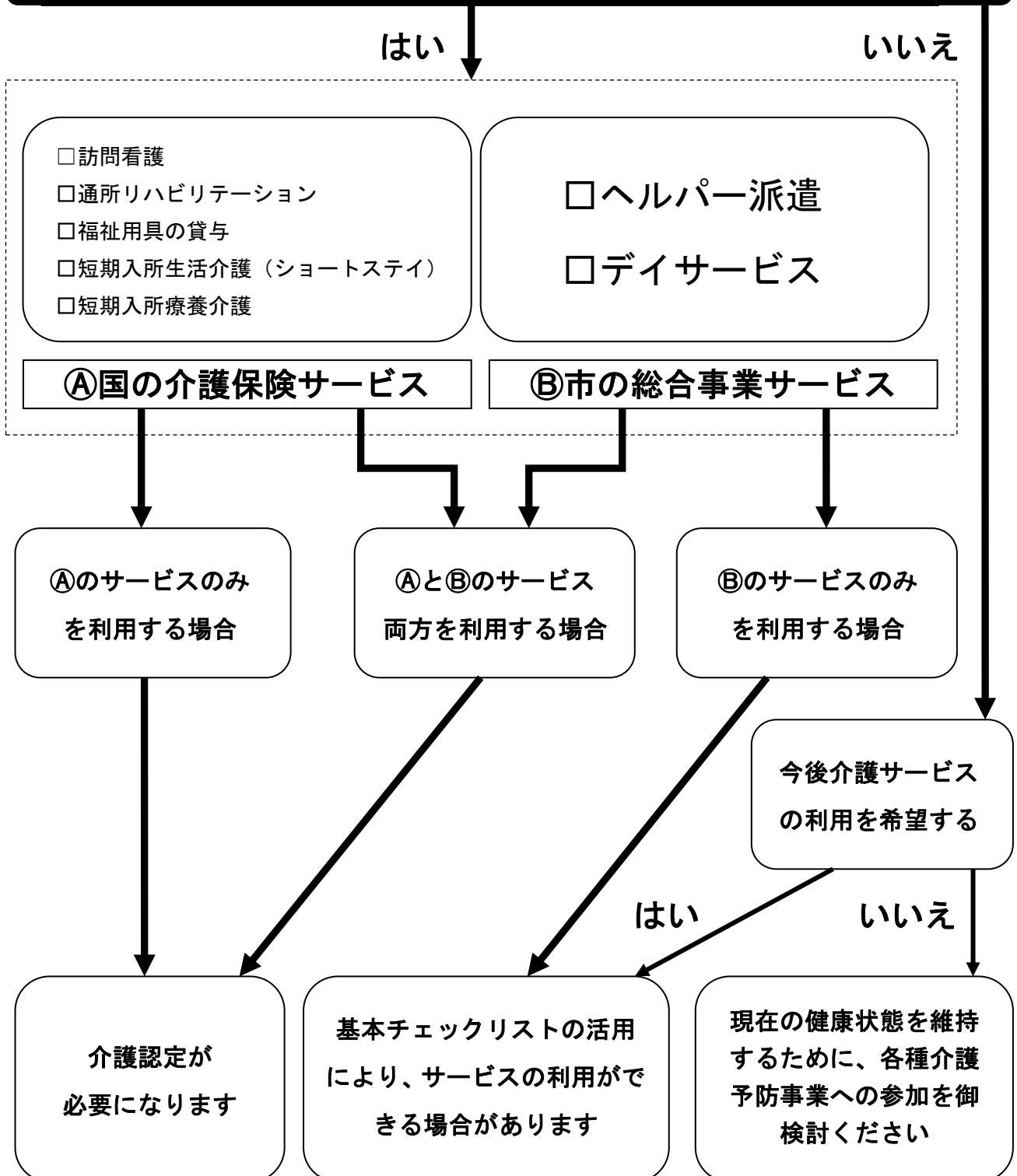
- 「訪問型サービス(第1号訪問事業)」、「通所型サービス(第1号通所事業)」で武蔵村山市が提供するサービスの類型については、以下の表のとおりです。

サービス種別		
介護予防訪問介護 (ヘルパー派遣)	現行の基準によるサービス(みなし)	旧介護予防訪問介護と同一の内容を総合事業サービスとして規定。 ⇒指定・人員・設備・運営基準等は従来どおり
	緩和した基準によるサービス① (サービスA指定型)	生活援助のみの利用者へのサービス。 ⇒人員・運営基準を緩和した基準とする
	緩和した基準によるサービス② (サービスA委託型)	
介護予防通所介護 (デイサービス)	現行の基準によるサービス(みなし)	旧介護予防通所介護と同一の内容を総合事業サービスとして規定。 ⇒指定・人員・設備・運営基準等は従来どおり

# 基本チェックリストについて

●総合事業は、利用者が利用するサービス内容によっては、要支援認定を受けることなく「基本チェックリスト」の回答で事業対象者となればサービスが利用できます。基本チェックリストを行うのは、市又は地域包括支援センターです。基本チェックリストは、現行のものを使用しますが、より簡単に事業対象者を把握できるように、補助的な調査を同時に行います。

## 現在介護保険サービスを利用していますか？



# 訪問型サービス(第1号訪問事業)

## 事業の人員・設備及び運営の基準について

- 「訪問型サービス（第1号訪問事業）」については、現行の基準によるサービス（みなし）によるサービスに加え、「緩和した基準によるサービス①（サービスA指定型）」及び「サービス②（サービスA委託型）」を設定します。
- 現行の基準によるサービス（みなし）は、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」及び「同条例施行規則」並びに「同条例施行要領」と同基準となる市の基準を設け実施します。
- 「緩和した基準によるサービス①（サービスA指定型）」及び「サービス②（サービスA委託型）」は、東京都の条例、施行規則並びに条例施行要領に定められた基準を一定程度緩和した市の独自基準を設け実施します。
- 「武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準を定める要綱（仮）」における基準については、下表で御確認ください。

### ◆訪問型サービス（第1号訪問事業）の主な基準について◆

	現行の基準によるサービス（みなし）	緩和した基準によるサービス①（サービスA指定型）	緩和した基準によるサービス②（サービスA委託型）
サービス内容	東京都基準のとおり	厚労省「老計第10号 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」における家事援助サービスのみ	厚労省「老計第10号 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」における家事援助サービス等（調整中）
管理者	・原則として専従常勤1人	・1名以上（非常勤や兼任も可とする）	・1名以上（非常勤や兼任も可とする） ・ <u>研修修了者</u> <u>（武蔵村山市認定ヘルパー）</u>
サービス提供責任者	・利用者40人ごとに1人 ①介護福祉士②実務者研修修了者③3年以上の経験を有する初任者研修修了者	・事業実施において必要な数 ・①介護福祉士②実務者研修修了者③3年以上の経験を有する初任者研修修了者	・事業実施において必要な数 ・ <u>研修修了者</u> <u>（武蔵村山市認定ヘルパー）</u>
訪問介護員（従業員）等	・常勤換算2.5人以上 ・上記サービス提供責任者と同様又は初任者研修修了者	・事業実施において必要な数 ・上記サービス提供責任者と同様又は初任者研修修了者及び <u>研修修了者（武蔵村山市認定ヘルパー）</u>	・事業実施において必要な数 ・ <u>研修修了者（武蔵村山市認定ヘルパー）</u>

研修修了者（武蔵村山市認定ヘルパー）については、別添資料を御参照ください。

## サービス利用について

- 現行の基準によるサービス、基準を緩和したサービス①（サービス A 指定型）を原則として週 3 回程度利用できる方は、要支援 2 の者とします。
- 現行の基準によるサービスと緩和した基準によるサービスを併用して利用することは制度上可能となっていますが、混乱を避けるため当面の間、併用利用は認めないこととします。ただし、「現行の基準によるサービス」又は「緩和した基準によるサービス①（サービス A 指定型）」と基準を緩和したサービス②（サービス A 委託型）との併用は可能です。

併用の例

	現行相当	サービス A 指定型	サービス A 委託型
現行相当	×	×	○
サービス A 指定型	×	×	○
サービス A 委託型	○	○	×

## 報酬について

- 現行の基準によるサービスは現状のとおり月額包括報酬（定額制）で実施します。
- 基準を緩和したサービス①（サービス A 指定型）については、無資格者から有資格者へのキャリアアップを促進する等の観点から、それぞれの個別に単価を設定しました。

### （1）現行の基準によるサービス

利用回数	単位数及び対象者
週に1回程度	1, 168単位/月（事業対象者、要支援1・2）
週に2回程度	2, 335単位/月（事業対象者、要支援1・2）
週に3回程度	3, 704単位/月（要支援2）

### （2）基準を緩和したサービス①（サービス A 指定型・有資格者）

利用回数	単位数
週に1回程度	213単位/回 （提供回数が4回を超過した場合934単位/月）
週に2回程度	216単位/回 （提供回数が8回を超過した場合は1, 868単位/月）
週に3回程度	228単位/回 （提供回数が12回を超過した場合は2, 963単位/月）

### （3）基準を緩和したサービス①（サービス A 指定型・無資格者）

利用回数	単位数
週に1回程度	186単位/回 （提供回数が4回を超過した場合818単位/月）
週に2回程度	189単位/回 （提供回数が8回を超過した場合は1, 635単位/月）
週に3回程度	200単位/回 （提供回数が12回を超過した場合は2, 593単位/月）

### （4）基準を緩和したサービス②（サービス A 委託型）

利用回数	サービス単価
週に1回程度	1, 500円程度/回（予定）※加算はなし （提供回数は月4回まで）

- 現行の基準によるサービス、基準を緩和したサービス①（サービス A 指定型）の加算については、従来の介護予防訪問介護と基本的に同様としますが、中山間地域等提供加算等加算が想定されないものや、請求業務が煩雑になると考えられるものは除く可能性があります。
- 現行の基準によるサービス、基準を緩和したサービス①（サービス A 指定型）請求方法については、旧介護予防訪問介護と同じです。費用の1割（2割）を利用者から徴収し、報酬分を国保連経由で請求する流れに変更はありません。ただし、基準を緩和したサービス②（サービス A 委託型）の請求は、国保連を経由しません。

## 通所型サービス(第一号通所事業)

### 事業の人員・設備及び運営の基準について

- 「通所型サービス（第1号通所事業）」については、現行の基準によるサービス（みなし）によるサービスで実施するため、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」及び「同条例施行規則」並びに「同条例施行要領」と同基準となる市の基準を設け実施します。

### 報酬について

- 現行の基準によるサービスは現状のとおり月額包括報酬（定額制）で実施します。

利用回数	単位数及び対象者
週に1回程度	1, 647単位/月（事業対象者、要支援1）
週に2回程度	3, 377単位/月（要支援2）

- 加算については、従来の介護予防訪問介護と基本的に同様とします。
- 請求方法については、旧介護予防通所介護と同じです。費用の1割（2割）を利用者から徴収し、報酬分を国保連経由で請求する流れに変更はありません。

### サービス利用について

- 原則として週2回程度利用できる方は、要支援2の者とします。

## ケアマネジメントについて

- ケアマネジメントには次の2つがあります。

#### 【介護予防支援】

介護予防給付のみ又は介護予防給付と総合事業を組み合わせたプランの作成

#### 【介護予防ケアマネジメント】

介護予防給付を含まず、総合事業のみのプラン作成

- ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるように支援するものです。
- 総合事業におけるケアマネジメントでは、現行の介護予防支援に比較して簡略化された類型も用意されていますが、本市では「原則的なケアマネジメント（現行相当）」のみを実施します。そのため、基本的なプロセスに変更はありません。様式も現在使用している様式をそのまま使用します。

## モニタリング・担当者会議について

- サービス担当者会議については、介護予防ケアマネジメントも介護予防支援も現行の考え方と変わりません。
- サービス担当者会議は、①新規、②計画の変更、③区分変更を行うときには実施してください。
- 各月のモニタリングは、必ずしも訪問して実施する必要はありませんが、状態像は記録してください。また、サービス提供開始月の翌月から起算して3か月に1回、サービスの評価期間の終了時、状態像の変化が認められるときには、利用者宅を訪問してください。
- 「介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果記録表）」は、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントともに使用する共通様式です。ただし、本人に状態変化等がある場合には、計画書の見直しを行ってください。

## 移行までのスケジュールについて

- 平成28年11月～12月 市民説明会（市内4か所で開催）
- 平成28年11月～12月 パブリックコメントの実施
- 平成29年1月～ 予防給付利用者への周知  
（平成29年4月からの更新のタイミングに合わせて順次通知）
- 平成29年2月～ 市報・市ホームページで事業周知を開始
- 平成29年2月～ 事業者指定申請の受付・指定手続き  
（基準を緩和したサービス①（サービスA指定型））
- 平成29年4月～ 総合事業に移行開始